



No.	区域線
A	(都)大阪外環状線からの 50m の後退線
B	(都)大阪外環状線からの 50m の後退線
C	(都)大阪外環状線の道路端
D	近隣商業地域の境界線
E	羽曳野市と藤井寺市との行政区
F	近隣商業地域の境界線

- : 竹内街道
- ■ ■ ■ : 街道 (景観行政団体部分)
- ● ● ● : 街道 (道が喪失しているところ)

※歴史的街道区域 (一般区域) は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域 (道路の端から両側 10m の幅の区間を合わせた区域) です。